

家畜衛生だより 令和4年6月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

家畜伝染病予防法施行規則が改正されました(令和3年10月)

昨今の、家畜伝染病の発生と対応から判明した問題点[※]の解決に向け、令和3年10月に家畜伝染病予防法施行規則が改正されました。

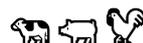
畜種や改正項目により、施行時期が異なりますので、十分ご理解の上、遺漏なきようご注意ください。

※ 家畜伝染病の発生と対応から判明した問題点

- ・ 飼養衛生管理基準の不遵守
- ・ 関係者の危機意識の低下
- ・ 防疫措置の長期化 等

【すべての農場を対象とした改正】

◎ 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の強化



発生予防に係る指導・勧告・命令の猶予期間が2週間から1週間に短縮。

まん延防止に係る命令の猶予期間が1週間から3日間に短縮。

◎ 飼養衛生管理指導等計画を踏まえた衛生管理を行うこと



上記計画（県畜産課HPに公開）において飼養衛生管理基準遵守状況、重点指導の実施方針等を公表しています。

家畜の所有者は、自衛措置の活性化や関係者との連携等を通じた、衛生管理の向上にも取り組んで下さい。



(画像は飼養衛生管理基準ガイドブックより)

◎ 家畜伝染病発生時に備え、埋却地等を確保すること



埋却地等は原則、家畜の所有者が確保することを規定。

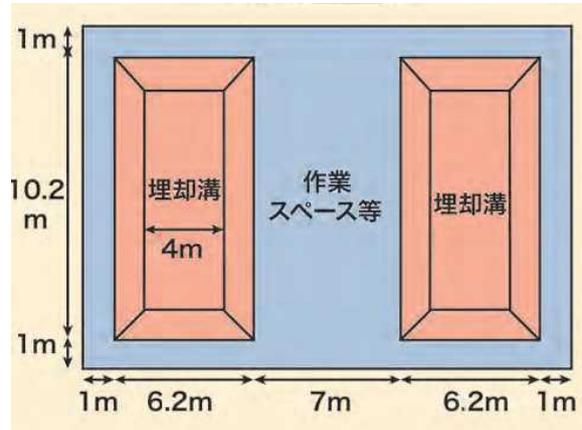
困難な場合は、代替措置として県が求める取組を実施しなければなりません。

豚：令和6年4月から

鶏：令和4年10月から

※ 牛：改正なし。

ただし、「埋却等の準備」として、「準備措置を講ずること」としている。



(画像は飼養衛生管理基準ガイドブックより)

【大規模農場における上乘せ】



◎ 大規模農場においては、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置すること
飼養衛生管理者1人あたりの担当できる飼養頭羽数に上限を設定。

上限となる頭羽数

牛（24月齢以上）

：200頭まで

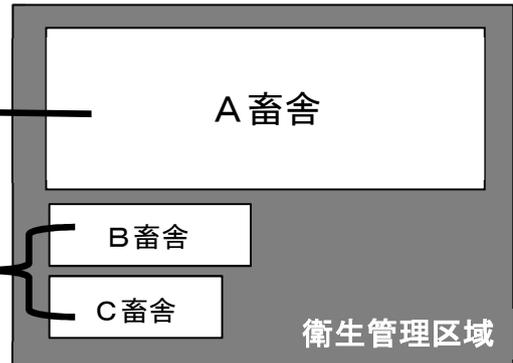
豚：3,000頭まで

鶏：10万羽まで

飼養衛生管理者①



飼養衛生管理者②



これを上回る場合は、図のように、頭羽数に適した人数の飼養衛生管理者を選任しなければなりません。

牛：令和4年10月から

豚・鶏：施行済み

気になることや不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。